

2025広島県農林水産業アクションプログラム（素案）に係る 県民意見と対応について

〔 令和3年3月3日
農 林 水 産 局 〕

1 要 旨

「2025広島県農林水産業アクションプログラム」の策定に当たり実施した、県民意見募集（パブリックコメント）の結果を公表する。

2 意見の募集期間及び結果

- (1) 募集期間 : 令和2年12月15日（火）～令和3年1月14日（木）
- (2) 意見の件数 : 18件（7名）

3 意見と対応

次表のとおり（類似の意見については、まとめて記載）

【総論】～2件

寄せられた意見の内容	意見に対する県の対応・考え方	該当頁
1 10年後の目指す姿に「企業経営体をはじめとした担い手が農村地域のリーダーとして～兼業農家など多様な主体と連携し、～」とあるが、企業経営体がリーダーとして遊休農地などの活用を見出していくことはあるが、兼業農家と連携することはあり得ないと思われる。	<p>少子・高齢化が進んでいる状況の中で、今後、農地・農業用施設等の生産基盤の維持が一層厳しくなると予測されます。</p> <p>企業経営体と小規模な農家などが連携し、地域を支えていく必要があると考えており、日本型直接支払制度等を活用し、企業経営体と小規模な農家などが農地・農業用施設の維持管理や鳥獣被害対策など、地域の共同活動を実施できるよう、支援していくこととしております。</p> <p>また、集落法人の連携による更なる経営の効率化、近隣の経営体との連携や作業受託、経営継承などが進むよう、専門家を派遣するなどの支援を実施していくこととしています。</p>	15 頁
2 基本理念には、SDGs の理念を踏まえながら、本県の施策を推進していくことにより、農林水産業の持続性を高め、競争力の強化につなげていくこととしますと記述されており、最低第4章林業には、SDGs の達成に向けた森林・林業関係者の貢献について記述すべきではないか。	<p>持続可能な社会を目指すSDGsの理念は、本県農林水産業の今後の方向性にとって重要な考え方であることから、その理念を踏まえながら本県の施策を推進することとしており、「持続的な開発目標（SDGs）」達成に向けた県施策の関連性については、P16「第2章総論VI施策体系」において、林業分野だけではなく、農林水産業の全分野において追記することとしています。</p>	3 頁 16 頁

【農業分野】～5件

寄せられた意見の概要	意見に対する県の対応・考え方	該当頁
<p>3 ブランドづくりについては、実需者ニーズに基づく「生産販売戦略」の策定に取り組む担い手や産地が少ないため、この取組を県域全体に横展開する必要があります。 (ここでいう横展開とは、県域全体で取り組むブランド戦略に基づく生産活動と考えるが、重点品目の設定およびその産地が示されていない当プランでは課題解決は実現性がない。)</p>	<p>P19「2課題(3)企業経営に必要な販売力の強化」では、県域全体での取組ではなく、担い手や産地の取組を想定しています。これまでチンゲンサイやトマトなどで実施してきた取組を横展開したいと考えています。 なお、県域の産地づくりについては、関係機関で協議し定められた「野菜振興計画」や「果樹振興計画」などに沿って支援してまいります。</p>	19頁
<p>4 農産物産出額について、品目別では米が最も多い状況にあるにもかかわらず、今後の取組の項目には、水稻に係る記述が限定的となっているように感じる。水稻の今後の取組について、追記をお願いしたい。</p>	<p>スマート農業に係る具体的行動計画は、水稻の課題解決にも寄与するものと考えております。 P35「4具体的行動計画(2)省力・効率化技術」に記載している、ドローンやGPS運転農機などは、水稻においても活用されるものであり、本文には分かりやすいよう園芸品目で記載をしておりますが、スマート農業の取組は園芸品目に限定したものではありません。</p>	33頁 ～ 35頁
<p>5 令和7年度に向けた農業生産額の指標は、上乘せが必要ではないか。</p>	<p>経営力の向上を支援することで、企業経営体の農業生産額が増加する一方で、高齢の農業者のリタイヤに加え現役世代の急減による減少分を考慮すると、農業生産額の大幅な増加は見込めないことから、この金額を目標としています。</p>	37頁
<p>6 集落法人に関連する記載しかないが、企業経営体が、「持続可能な地域農業を担う体制の構築に向けた」役割を担う具体的行動計画の記載が必要ではないか。</p>	<p>P58「(4)具体的行動計画」に、「集落法人間の連携や、地域外の新規就業者や農業法人等への作業委託や経営移譲を進める」と記載しており、こうした経営体が企業経営を目指し、役割を担っていくと考えています。</p>	58頁
<p>7 広島県は全国でもワースト5位に入る中山間地域で、農業の維持、振興を図りたくても高齢化の問題もある中で鳥獣害被害が深刻化しており、個人で農地被害を防ぐには限界がある。農作物被害額の推移を見れば半減しているが、高齢化も進み今の技術対策をこのまま継続していくことは困難であり、県として鳥獣害対策を今後どのように考えているか意見をいただきたい。 また、各市町村で助成の取組が異なるかもしれないが、上記の被害防止対策【電気柵やメッシュ柵等】の助成が水田台帳に掲載されていて主に水稻でしか助成の対象になっていないことから、畑地や振興品目の野菜など幅広く運用できる助成制度の検討をして頂きたい。</p>	<p>地域農業を持続的に維持していく上で、鳥獣被害は、農業生産の意欲を低下させる大きな要因であると認識しております。 このため、引き続き「環境改善」や「侵入防止」、「加害個体の捕獲」による総合的な鳥獣被害防止対策に取り組みます。 また、県や市町が活用する国の鳥獣被害防止総合対策交付金は、対象を水稻に限定しておりませんので、幅広く助成制度が利用できます。</p>	63頁

【畜産業分野】～3件

寄せられた意見の概要	意見に対する県の対応・考え方	該当頁
9 一貫経営などにより規模拡大農家が増えているが、子牛市場への出荷頭数は減っている。子牛の出荷頭数を増やす取組も必要ではないか。	子牛市場への供給頭数の拡大については、引き続き関係団体等と連携し、繁殖経営体の規模拡大などを支援することとしています。	78 頁
10 乳用牛への和牛受精卵移植について、現在、酪農家も移植する牛も少なくなってきた。また、移植による白血病の問題もあり、和牛に白血病が広がる懸念がある。	乳用牛については、雌を産ませるための性選別精液を活用した効率的かつ安定的な後継牛の確保を進めるとともに、高受胎率が期待できる受精卵移植技術の普及・定着を進め、酪農経営体と肥育経営体との受精卵供給協定の取組を推進します。実施に当たっては、酪農経営体の牛伝染性リンパ腫（旧疾病名：牛白血病）の対策を支援するとともに、産子の正常を確認した上で受け入れるなどの対策を講じています。	78 頁 81 頁
11 水田を放牧地として利用するために、県の支援の充実が必要ではないか。	水田を有効活用する取組として、繁殖牛による放牧利用の拡大については、引き続き、支援を行うこととしています。 また、水田放牧の実施にあたっては、国の補助事業等の活用が可能です。	76 頁

【林業分野】～4件

寄せられた意見の概要	意見に対する県の対応・考え方	該当頁
<p>12 既存の人工林14万haだけを対象とした対策でなく、県内外における木質バイオマス発電の稼働や燃料用チップの需給動向も踏まえて、平坦で条件の良い照葉樹林地を含めた、将来的な広島県の森林整備の在り方を検討し、林業経営適地を設定して頂きたい。</p>	<p>木材生産の目的で植栽された人工林は、シイ・カシ等の常緑広葉樹が優占種となる照葉樹林(天然林)等とは異なり、森林の有する公益的機能を維持・発揮させるためには継続的に適切な森林経営管理を行う必要があることから、2025広島県農林水産業アクションプログラム(以下、「プログラム」という。)では、既存の人工林を主な対象とした各種施策を講じることとしております。</p> <p>一方、天然林の中には、集落周辺の景観悪化や鳥獣被害等の課題を抱える森林も多く存在していることから、こうした森林に対しては、森林の公益的機能の維持・発揮を図るため、里山林整備等に取り組むこととしています。</p> <p>なお、照葉樹林等が多くを占める里山林における燃料用材の生産を目的とした林業を行うためには、燃料用チップの持続的な供給可能性や採算性等を慎重に検討する必要があると考えています。</p>	<p>83頁 124頁</p>
<p>13 森林資源の循環利用の観点から、再造林・拡大造林が確実に実行されるよう実効性のあるプログラムにすべきであるが、現行案では再造林への道筋が不透明である為、具体的なロードマップ作成に当たっては、森林環境譲与税による森林簿の整備や林地の大規模化への集約が市町で確実かつ有効に行われるよう政策誘導して頂きたい。</p>	<p>プログラムでは、持続的な林業経営をスタートするために、必要となる生産基盤、情報基盤、技術基盤の3つの基盤を整備することとしており、この中で森林情報の整備や林業経営適地の集約を進めることとしております。</p> <p>市町に対しては、実務全般をサポートするため、市町支援の専門職員を配置し、主伐・再造林が可能な事業地(林業経営適地)の特定など、集約化に必要な支援を行うこととしています。</p>	<p>90頁 91頁</p>
<p>14 P89から記載されています、課題の欄に、スギ・ヒノキ・コウヨウザン人工林以外の活用についても、記載して頂きたい。</p>	<p>スギ・ヒノキ・コウヨウザン人工林以外の活用については、プログラムP101の「4 具体的行動計画(2)③新たな需要分野」に記載のとおり、『「ひろしま木づかい推進協議会」に設置した幅広い分野の団体等で構成する専門部会を中心に、県産材の新たな需要先について検討する」こととしております。</p>	<p>101頁</p>
<p>15 県内の公共建築物の木造率は依然として低水準であり、公共建築物等木材利用促進法に基づき公共建築物は勿論、民間の非住宅中高層建築物の木造・木質化が一層進むよう誘導策を展開すべきと考えるが、指標の「県産材利用量」では目指すべき成果が明確で妥当なものとは言えず、政策目標を客観的に表現し、県民・事業者にも分かり易い指標として、「(民間の建築するものも含めた)公共建築物の木造率」を追加して頂きたい。</p>	<p>プログラムでは、県産材のうち、住宅着工戸数減少により需要が減少する製材用材について、住宅以外の建築物や家具等の新たな分野への利用拡大を図り、県産材の生産に応じた需要を確保することとしており、取組状況を詳細に把握・分析できる指標として「県産材利用量」を設定しています。</p> <p>なお、県内の建築物の木造率については、統計資料等から把握していきたいと考えています。</p>	<p>101頁</p>

【水産業分野】～3件

寄せられた意見の概要	意見に対する県の対応・考え方	該当頁
16 漁獲量の減少要因は、①生物資源の状態、②漁獲努力量など漁業的な要因、③社会経済的な要因があるが、①の資源量の減少のみ触れており、②、③について言及していない。	P109「2課題（1）水産資源の増大」においては、漁獲量の減少の主な要因と考えられる水産資源の減少について記載しています。その他の要因については、P111「（2）担い手の育成」やP113「②環境変化」「③エサ不足」で言及しています。	109 頁 111 頁 113 頁
17 1万トン漁獲されていた時期の資源量に回復するとはどういうことでしょうか。その状態になれば1万トン獲れるのではないかと。	持続的な漁業生産を行うためには、資源管理により漁獲が過剰とならないようコントロールすることで、再生産可能な資源状態を維持していくことが必要なことから、漁獲量を6,000トンと設定しています。	111 頁 112 頁
18 「瀬戸内海環境保全」について記載されているが、内容は今から5年前のものなので、その続きを記述すべきではないかと。	この5年間で大きな進展が見られていないため、同様の内容となっていますが、重要な課題であるとの認識を改めて示すため記載しています。 また、現在、国において瀬戸内海環境保全特別措置法の改正が検討されており、その状況を注視していきます。	113 頁